

よりよい川づくりのため

河川愛護モニター募集！！

モニター - 期間

平成20年7月1日～平成22年6月30日

木曾川下流河川事務所では、河川愛護思想の普及と地域の皆さんとの交流を深めながら、皆さんに愛される川づくりについて一緒に考えていくために、河川愛護モニターとなってくださる方を募集しております。



モニター区間

長良川左岸
1名

桑名市長島町十日外面(伊勢大橋)から
長島町松ノ木(愛西市福原新田町との境)まで

木曾川左岸
1名

愛西市森川町(弥富市との境)から
愛西市給父町(東海大橋)まで

応募資格

20歳以上で上記区間の近隣にお住まいで、川に接する機会が多く河川愛護に関心のある方。

業務の内容

河川での日常生活の範囲内において知り得た状況や情報の通報。

応募方法

河川愛護モニター募集要項をお読みのうえ、応募用紙を郵送又はFAX送信をお願いします。

応募締切

平成20年5月30日まで

問い合わせ先

国土交通省 木曾川下流河川事務所 占用調整課

〒511-0002

三重県桑名市大字福島465

TEL 0594-24-5718

FAX 0594-24-5725



平成20年度 河川愛護モニター応募要項

国土交通省では、河川への関心が高まっているおりから、地域の方にご協力を求めて、河川の監視体制の強化・河川愛護思想の普及啓発のため、河川愛護モニター制度を実施しております。

今般、地域の方との交流がますます重要となる中で、より連携を深めることを目的として、河川愛護モニターを以下のように公募します。

1. 活動内容

堤防や河川敷において日常生活の範囲内で知り得た情報等を伝えていただくことが主な活動内容です。定期的な河川の巡視やゴミ投棄などの不法行為者等に対し、直接注意する等の特別な業務や権限を有するものではありません。

主な活動内容としては、下記事項のとおりです。

近隣の方等から河川管理、利用等に関する要望があった場合の連絡

河川の自然環境の変化や利用上の障害となるような場合の通報

ゴミ等の不法投棄、流水や施設等に異常を発見した場合の通報

その他気づいた事項の連絡

年に一回程度のモニター会議（意見交換会）等への参加

河川清掃、河川愛護PR活動等、当方にて主催する行事への参加

2. 活動範囲及び募集人員

長良川左岸 - 桑名市長島町十日外面（伊勢大橋）

～ 長島町松ノ木（愛西市福原新田町との境） 1名

木曽川左岸 - 愛西市森川町（弥富市との境）

～ 愛西市給父町（東海大橋） 1名

3. 応募資格

上記「2. 活動範囲...」のいずれかの近隣にお住まいの方で、河川に接する機会が多い方。及び河川愛護に関心を持ち、上記の「1. 活動内容」を実施できる20歳以上の健康な方。

4 . 委嘱方法と任期

国土交通省中部地方整備局長より委嘱させていただきます。

任期は平成20年7月1日から平成22年6月30日までの2年間です。

5 . モニター手当

月額4,580円(3ヶ月ごとに3ヶ月分の手当13,740円を銀行振込にてお支払いします。)

(その他に、「1.活動内容」にてモニター会議等を実施した場合には、別途手当を支給します。)

6 . 選考方法

- ・ 募集人員以上に応募があった場合には、自治会等の地域に密着した活動に参加されている方を優先とし、年齢・地域構成など総合的に判断し選考させていただきます。
- ・ 募集人員内の応募者の場合においても、上記にて判断した結果、お断りする場合があります。また、希望以外のモニター活動範囲にお願いすることもあります。
- ・ 選考は、木曽川下流河川事務所にて実施します。
- ・ 選考結果は、郵便にて応募者に通知させていただきます。

7 . 応募方法

別紙「河川愛護モニター応募用紙」に記入の上、5月30日までに下記宛に郵送またはファックスして下さい。

送付先、問い合わせ先

〒511-0002

桑名市大字福島465

国土交通省木曽川下流河川事務所

占用調整課

TEL 0594-24-5718

FAX 0594-24-5725

